

お知らせ



平成27年12月15日
国立研究開発法人 農業生物資源研究所

第8回公開シンポジウム「カイコ産業の未来」

－高機能シルクの実用生産に向けて－

ポイント

- 農業生物資源研究所（生物研）と群馬県は共催で、第8回公開シンポジウム「カイコ産業の未来」を平成28年1月29日金曜日に群馬県庁2階ビジターセンターで開催します。（参加費無料（意見交換会4,000円））
- 遺伝子組換えカイコを利活用した研究開発と産業化の動向、特に高機能シルクの研究開発、事業化と農業現場への取り組み等に関する最新情報を提供します。

概要

平成26年6月の「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界文化遺産登録に伴い、カイコ産業に注目が集まっています。

このような中、平成12年に生物研を中心として開発された遺伝子組換えカイコ（以下、組換えカイコ）は、遺伝子の機能解析など基礎研究への利用にとどまらず、抗体や検査試薬など医薬品関連の有用タンパク質や新たな機能を付与した高機能シルクの開発などに対し、様々な技術的革新をもたらしました。すでにその一部はヒト・動物の検査用試薬や化粧品素材の生産手法として実用化されているものもあります。当研究所では、このような動向を従来の養蚕業とは異なる「新たなカイコ産業」として位置付け、更なる発展を目指して研究開発を進めております。

公開シンポジウム「カイコ産業の未来」は、組換えカイコに関する技術開発の現状と実用化に向けた取り組みを広く紹介すると共に今後の展望等について議論し、実用化の流れを加速することを目的として企画致しました。今年度で8回目を迎えますが、今回は「高機能シルクの実用生産に向けて」というテーマでシンポジウムを開催致します。

－ 記 －

開催日時：平成28年1月29日（金曜日）13：00～16：50（受付12：00より）

会場：群馬県庁2階ビジターセンター

前橋市大手町1-1-1（JR両毛線前橋駅下車、バス約6分）

主催：国立研究開発法人農業生物資源研究所、群馬県

参加費：無料（意見交換会4,000円）

申込み方法：

申込用紙に記載のうえ、電子メールまたはFAXにてお申し込み下さい。

申込用紙〔  Word形式、  PDF形式〕

電子メールアドレス（シンポジウム専用）：kaiko34@nias.affrc.go.jp

FAX送信先： 029-838-8465 （生物研 遺伝子組換え研究推進室宛）

（満席になり次第、締め切らせて戴きます。） **締め切りました**

申込み締切：平成28年1月22日（金曜日）**満席につき、締め切りました。当日申込不可。**

<記載事項>

- ① お名前（ふりがなも記入願います）：
- ② 勤務先名：
- ③ 所在地：
- ④ 電話およびFAX番号：
- ⑤ 電子メールアドレス：
- ⑥ 交流会への参加（参加 もしくは 不参加 と記述願います）：
（お申込みを戴いた後、当方から確認の通知を致します。）

[ポスター](#)  (928KB)

プログラム：

I 開会	13:00
II 挨拶	13:00～13:15
主催者挨拶 国立研究開発法人農業生物資源研究所 理事 町井博明 同上 群馬県 副知事（または群馬県農政部長） 来賓挨拶 農林水産省農林水産技術会議事務局 研究総務官 菱沼義久	
III 基調講演	
「バイオテクノロジーが切り拓く未来の農林水産業」 農林水産省農林水産技術会議事務局 技術安全室 室長 鈴木富男	13:15～14:00
IV 話題提供	14:00～16:45
(1) 「組換えカイコによる高機能シルクの開発と今後の展開」 国立研究開発法人農業生物資源研究所 上級研究員 富田秀一郎	14:00～14:25
(2) 「クモ糸シルクの開発と利用展開」 国立研究開発法人農業生物資源研究所 主任研究員 小島 桂	14:25～14:50
～休憩～	14:50～15:05
(3) 「群馬県における組換えカイコの飼育体制構築と農家飼育に向けて」 群馬県蚕糸技術センター 主任研究員 桑原伸夫	15:05～15:30
(4) 「浜ちりめんと組換えシルクの融合：試作品の作製と今後の展開」 浜縮緬工業協同組合 理事長 吉田和生	15:30～15:55
(5) 「高機能シルクを用いた製品開発と事業化について」 (株)細尾 取締役 細尾真孝	15:55～16:20
(6) 「組換えカイコによる化粧品素材の開発と生産・販売に向けた取組」 (株)免疫生物研究所 遺伝子組換えカイコ事業部 部長 富田正浩	16:20～16:45
V 総括	16:45～16:50
群馬県農政部蚕糸園芸課 絹主監 毛利 弘	
VI 閉会	
VII 意見交換会	17:20～19:20

場所：群馬県庁昭和庁舎1階レストラン「G Face Cafe」

会費：4,000円

VIII 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」展 特別展示 「すごいで！カイコの底力」

展示品：伝統技術と先端技術が融合した光るシルク（きもの、帯、ショール等）
クモ糸シルク

カイコにより作り出された検査薬、化粧品等

場所：群馬県庁1階県民ホール（前橋市大手町1-1-1）

日時：平成28年1月26日(火)～1月31日(日)
(10:00～17:00（最終日は15:00まで）)

受付：

当日12時よりシンポジウム会場入口で始めます。

意見交換会：

会場 群馬県庁昭和庁舎1階レストラン「G Face Cafe」

時間 17:20～19:20

会費 4,000円

お問い合わせ先など

農業生物資源研究所 理事長 廣近 洋彦

カイコシンポジウム事務局（遺伝子組換え研究センター 遺伝子組換え研究推進室）

電話：029-838-7431 電子メールでのお問い合わせ：kaiko34@nias.affrc.go.jp

広報担当者：農業生物資源研究所 広報室長 谷合 幹代子

電話：029-838-8469

群馬県広報担当者：群馬県農政部 蚕糸園芸課 岡 喜久男

電話：027-226-3092

本資料は文部科学記者会、科学記者会、筑波研究学園都市記者会、農政クラブ、農林記者会、農業技術クラブ並びに群馬県下の報道機関に配付しています。

[↑PAGE TOP](#)



平成28年 3月 4日

京丹後市議会議長 様

会派名 清風クラブ
代表者 吉岡和信
(電話) [REDACTED]

政務活動費実績報告書

平成27年7月1日付け7総務第1072号により交付決定のあった政務活動費に係る下記の実施期間における政務活動が完了したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 政務活動費の額 658,310 円
- 2 政務活動費の対象となる経費の内訳

区分	金額	政務活動費を充てた主な活動
調査研究費	297,290	(株)シアト生物活性物質研究所他 (1/28・29・30)
研修費	175,320	地域医療政策セミナー他 (10/29・30)
広報費	0	
広聴費	0	
要請・陳情活動費	185,700	決起大会参加経費 (11/17)
合計	658,310	

- 3 政務活動の実施期間（該当期間に○）

	上半期（4月から9月）	○	下半期（10月から3月）
--	-------------	---	--------------

※ 添付書類

- (1) 政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
- (2) 政務活動費の支出額及びその用途に関する書類
- (3) 政務活動費の支出に係る領収書の原本（確認後に返付します。）

政務活動費実績報告書 添付資料
政務活動費運用基準第4-①調査研究費の実績にかかる説明

1 説明該当項目

支出することができない経費の実例（2）

2 経過

清風クラブの行う調査研究活動の一環として、平成28年1月28日から30日の3日間の日程で、茨城県つくば市の農林水産先端技術研究所及び群馬県前橋市の群馬県庁へ視察を行ったが、この活動にかかる交通宿泊の一式を参加人員7名として旅行代理店を利用して手配していたところ、実施日の前々日である1月26日に中村議員が本人の負傷により入院のため、また、前日の1月27日には由利議員が隣人の葬祭のために参加することが不可能となり、やむを得ず乗車券と宿泊先のキャンセルを行った際に、旅行代理店から「お取消料」として総額8,940円のキャンセル料の請求があったもの。

3 政務活動費の対象経費とした理由

政務活動費運用基準第4-①、3支出することができない経費の実例（2）では、「自己の都合により執行されない旅行の旅費のキャンセル料（他の公務、親族の葬祭、本人が病気やけが等により旅行ができない場合を除く。）」とあるが、それぞれ、

中村議員・・・本人が病気やけが等により旅行ができない場合に該当するものであること。

由利議員・・・親族の葬祭が理由ではないものの、当該隣人は独居であり由利議員が日常的に関わりをもっており、当然、葬儀に関しても由利議員が関与しなければならない実情があったと考えられ、親族の葬祭の場合と同等の状況に該当するものであること。

これらの理由から、このたびのキャンセル料については、支出することができない経費から除かれるものであると判断するものである。

以上のとおり提出いたします。

平成28年3月4日

清風クラブ 代表 吉岡和信



政務活動費実績報告書 添付資料
政務活動費運用基準第4-⑤要請・陳情費の実績にかかる説明

1 説明該当項目

留意事項(2)-⑧ タクシーの利用

2 経過

清風クラブの行う要請・陳情活動の一環として、平成28年11月17日、東京都千代田区の参議院会館で開催された山陰近畿自動車道整備推進東京大会に所属議員6名で参加する際、東京駅から会場までの往復の交通手段としてタクシーを利用したものの。

3 タクシー利用の理由

東京までの日帰りの行程ということで、会場入りする時間が限られていたこと、帰路で利用する新幹線等の便が限定的であったことから、時間的な制約があったこと、また、参加議員のうち数名の議員は身障者手帳を所持しており、一定距離以上の迅速な歩行に支障があることから、タクシーを利用することに合理的な説明ができる場合であると判断したものの。

なお、手帳を所有しておらず、歩行に支障がない議員についてもタクシーを利用した理由は、政務活動費が会派の活動に対して交付されることに鑑み、使途の透明性を確保する上で、所属議員が一同となって行動することが必要であると判断したものである。

以上のとおり提出いたします。

平成28年3月4日

清風クラブ 代表 吉岡和信

平成27年度 京丹後市議会政務活動費

実績報告審査(調査)資料

提出のあった政務活動費実績報告書について、経費の収支状況、添付資料等確認の結果、下記のとおりとなりました。

つきましては、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第4項及び第5項の規定により、この内容により市長へ送付してよろしいか伺います。

記

1 実績報告提出会派(無会派議員)名

清風クラブ

2 実績報告の期別

(上半期 下半期)

3 実績報告の額及び審査後の額

区分	実績報告の額	審査後の額	増減
調査研究費	297,290 円	297,290 円	
研修費	175,320 円	167,320 円	△ 8,000 円
広報費	0 円	0 円	
広聴費	0 円	0 円	
要請・陳情活動費	185,700 円	185,700 円	
合計	658,310 円	650,310 円	△ 8,000 円

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

会派等名

【 清 風 ク ラ ブ 】



上半期分
下半期分

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
1	条例	第3条	京丹後市議会基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえた内容であるか	○	○	○
2	条例	第3条	使途の透明性は確保され、市民に対して説明できる内容であるか	○	○	○
3	条例	第5条	別表「政務活動に要する経費」に該当するか	○	○	○
4	条例	第6条	活動期間は4月1日から3月末日の範囲内か	○	○	○
5	条例	第8条	交付申請が提出されているか	○	○	○
6	条例	第9条	交付決定が通知されているか	○	○	○
7	条例	第10条 第2項	(上半期の場合)実績報告は10月10日(休日の場合、以後の最も近い休日でない日)までに提出されているか	-	-	-
8	条例	第10条 第2項	(下半期の場合)実績報告は3月31日(休日の場合、以前の最も近い休日でない日)までに提出されているか	○	○	○
9	条例	第10条 第2項	実績報告に、資料(経費の収支状況、領収証等)は添付されているか	○	○	○
10	条例	第14条	提出された書類の保存用コピーを作成したか	×	○	○
11	施行規則	第5条	実績報告の様式は様式第5号を用いており、必要事項に記入漏れはないか	○	○	○
12	施行規則	第8条	提出された会計帳簿及び領収書等の証拠書類(原本)を返却したか	×	○	○
13	施行規則	第9条 第2項	公布の手続きに係る書類を京丹後市情報公開条例第7条に規定する非公開条例をマスキングしたうえ、HP用データとして整備したか(PDF保存)	×	○	○
14	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	×	○	○
15	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-②]日当が支給されていないか	○	○	○
16	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	○	○	○
17	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-④]市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
18	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
19	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
20	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	-	-	-
21	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
22	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑨]議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	-	-	-
23	運用基準	第4-①	[調査研究費(2)]出席者負担金や会費がある場合、懇親会費と明確に区分できる報告になっているか	-	-	-
24	運用基準	第4-①	[調査研究費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
25	運用基準	第4-①	[調査研究費(5)]視察先への土産代は、社会通念上妥当とされる範囲になっているか	-	-	-
26	運用基準	第4-①	活動内容報告や行程表等内容が具体的に分かる書類が添付されているか	○	○	○
27	運用基準	第4-①	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	×	○	○
28	運用基準	第4-②	[研修費(1)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	×	○	○
29	運用基準	第4-②	[研修費(1)-②]日当が支給されていないか	○	○	○
30	運用基準	第4-②	[研修費(1)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	×	○	○
31	運用基準	第4-②	[研修費(1)-④]市内用務に車賃を支出していないか	○	○	○
32	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
33	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
34	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に報告されているか	-	-	-
35	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
36	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑨]議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	-	-	-

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
37	運用基準	第4-②	[研修費(2)] 市内で開催されているものか	-	-	-
38	運用基準	第4-②	[研修費(3)-①] 講師の交通費、宿泊費は実費となっているか	-	-	-
39	運用基準	第4-②	[研修費(3)-②] 講師の日当が算入されていないか	-	-	-
40	運用基準	第4-②	[研修費(3)-③] 講師の食事代は、社会通念上妥当とされる範囲内となっているか	-	-	-
41	運用基準	第4-②	[研修費(3)-④] 講師の謝礼金は算定根拠が明記されているか	-	-	-
42	運用基準	第4-②	[研修費(4)] 政党、政治団体、労働組合等が主催する集会、講演会、研修会への参加である場合、内容が政治、政党、選挙活動に当たらず、かつ市政に関するものであるか	-	-	-
43	運用基準	第4-②	[研修費(5)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
44	運用基準	第4-②	活動内容報告書、実施要領、案内文書等の書類が添付されているか	○	○	○
45	運用基準	第4-②	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	○	○	○
46	運用基準	第4-③	[広報費(1)] 広報誌(成果物)は会派で保存されていることを確認したか	-	-	-
47	運用基準	第4-③	[広報費(2)] 報告会の開催の場合、実施(参加)報告書、配布資料等が会派で保存されていることを確認したか	-	-	-
48	運用基準	第4-③	[広報費(3)] 広報誌作成の印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
49	運用基準	第4-③	[広報費(4)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
50	運用基準	第4-③	[広報費(5)] 広報内容の具体的な例に該当しているか	-	-	-
51	運用基準	第4-③	[広報費(6)] 取り扱うことのできない各事例に該当していないか	-	-	-
52	運用基準	第4-③	実施要領、案内文書、広報誌等が添付されているか	-	-	-
53	運用基準	第4-③	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
54	運用基準	第4-④	[広聴費(1)] 報告書、配布資料等は会派等で保存されていることを確認したか	-	-	-
55	運用基準	第4-④	[広聴費(2)] 参加者等に謝礼を支出した経費が算入されていないか	-	-	-
56	運用基準	第4-④	[広聴費(3)] 印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
57	運用基準	第4-④	[広聴費(4)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
58	運用基準	第4-④	活動内容報告、実施要領、案内文書が添付されているか	-	-	-
59	運用基準	第4-④	支出することができない経費の事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
60	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(1)] 報告書及び要請・陳情書等が会派等で保存されていることを確認したか	○	○	○
61	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-①] 公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	×	○	○
62	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-②] 日当が支給されていないか	○	○	○
63	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-③] 宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか、飲食代が含まれていないか	-	-	-
64	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-④] 市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
65	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑤] 燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
66	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑥] ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
67	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑦] レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	-	-	-
68	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑧] タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	×	○	○
69	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(3)] 印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
70	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(4)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
71	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(5)] 内容の各事例に該当する報告であるか	○	○	○
72	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(6)] 要請先として相当すると認められる要職者であるか	○	○	○
73	運用基準	第4-⑤	活動内容報告や要請・陳情書の写し等の書類が添付されているか	○	○	○
74	運用基準	第4-⑤	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	○	○	○

※ 条例第10条第2項又は第3項による実績報告書を提出すべき期限

※ 今回の実績報告書が提出された日

※ 会派等担当者による内容の確認及び訂正の完了した日

平成28年 3月 31日

平成28年 3月 4日

平成28年 3月 9日

別紙 交通費比較チェック(単位:円)

①調査研究費(1/28~30 参加人数5名)

区間	ジョルダンによる 検索結果	旅費条例の 計算例(上限)	支払い実績額 (請求書の額)
峰山 秋葉原	84,000	115,950	
秋葉原 みどりの	5,150	5,150	
つくば 秋葉原	5,950	5,950	
東京 前橋	24,650	24,650	
前橋 東京	24,650	24,650	
東京 峰山	84,000	115,950	
計	228,400	292,300	210,850

②研修費(10/29~30 参加人数5名)

区間	ジョルダンによる 検索結果	旅費条例の 計算例(上限)	支払い実績額 (請求書の額)
峰山 東京	89,600	121,200	
東京 峰山	89,600	121,200	
計	179,200	242,400	118,320

③要請・陳情費(11/17 参加人数6名)

区間	ジョルダンによる 検索結果	旅費条例の 計算例(上限)	支払い実績額 (請求書の額)
峰山 東京	99,360	145,440	
東京 峰山	99,360	145,440	
計	198,720	290,880	180,080

別紙資料① 支出経費の内訳と金額、領収書

峰山～東京間 往復交通費及び宿泊代

支払先 JTB 代理業 (株)さとうトラベルサービス 豊岡店営業所

裏面 明細書



領 収 証

No. 538768

平成 27年 10月 28日

清風 777 様

金 額	百万	千	円
	等	1753	20

但し 視察旅費代 175320 円

消費税及び地方消費税 32 円 現金 にて

- 1 領収証は必ず複写で発行することになっております。
- 2 社印・取扱者名なきもの及び金額を訂正したものは無効です。

観光庁長官登録旅行業第64号
JTBエイティービー代理業(JTB総合提携店)

株式会社 さとう 豊岡店
兵庫県豊岡市大手町アイティ内
電話 (0796)22-0001

取扱者



ご旅行代金明細書兼ご請求書

清風クラブ 御一行様

合計 175,320 円

東京 1泊2日

2015年 10月29日(木)～10月30日(金)

摘要	単価	人員	合計
峰山～東京 往復乗車券 お手帳割引 (ご本人・介護)	10,720 円	4 人	42,880 円
宮津～福知山 指定席特急券 往復 (丹後鉄道区間)	1,500 円	4 人	6,000 円
福知山～京都 指定席特急券 往復 (JR区間 新幹線乗継割引)	1,480 円	4 人	5,920 円
京都～東京 のぞみ指定席 往復	11,400 円	4 人	45,600 円
東京⇒峰山 片道乗車券	10,730 円	1 人	10,730 円
東京⇒京都 のぞみ指定席 片道	5,700 円	1 人	5,700 円
京都⇒福知山 指定席特急券 片道 (JR区間 新幹線乗継割引)	740 円	1 人	740 円
福知山⇒宮津 指定席特急券 片道 (丹後鉄道区間)	750 円	1 人	750 円
10/29 ヴィアイン東銀座 宿泊代金 シングル利用 (食事なし)	11,400 円	5 人	57,000 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
小計	円	5 人	175,320 円
お申込金	△ 円	5 人	△ 0 円
合計	円	5 人	175,320 円

(税込)

平成27年10月15日

ジェイティービー代理業
 (JTB総合提携店)
 株式会社トラベルサービス
 豊岡店営業所(アイティ3階)
 兵庫県豊岡市大手町340
 電話(0796)-22-0007
 FAX(0796)-22-0008
 作成 松本 健資

ご旅行代金明細書兼ご請求書

清風クラブ 御一行様

合計 180,080 円

東京 日帰り

2015年 11月17日(火)

摘要	単価	人員	合計
峰山～東京 往復乗車券	19,520 円	5 人	97,600 円
宮津～福知山 指定席特急券 片道 (丹後鉄道区間)	750 円	5 人	3,750 円
福知山～京都 指定席特急券 往復 (JR区間 新幹線乗継割引)	1,280 円	5 人	6,400 円
京都～東京 のぞみ指定席 往復	11,000 円	5 人	55,000 円
東京⇒久美浜 片道乗車券	11,190 円	1 人	11,190 円
東京⇒京都 のぞみ指定席 片道	5,500 円	1 人	5,500 円
京都⇒福知山 指定席特急券 片道 (JR区間 新幹線乗継割引)	640 円	1 人	640 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
	円	人	0 円
小計	円	6 人	180,080 円
お申込金	△ 円	人	△ 円
合計	円	6 人	180,080 円

(税込)

平成27年11月14日

ジェイティービー代理業
 (JTB総合提携店)
 (株)さとトラベルサービス
 豊岡店営業所(アイティ3階)
 兵庫県豊岡市大手町340
 電話(0796)-22-0007
 FAX(0796)-22-0008
 作成 吉岡